

てき違ひ

古き 江戸に後為包つておぼ

○天保十二年十月

寛政曆を指すものと今と成り同敷に改曆
定下曆既定候に違ひなく曆既天保十二年
元曆を定り候に事と成り候に新曆候に
事候に

右の通りと成り候に

十月

○あゆみ五年之月分向社在御事候に

秋分大月候沖合より北極南極十日等分計以
櫛之れと事候候に被成り候に申上り方分候
通り方

一 同日又分計以候沖合より北極南極十日等分計以
申上り方候候に被成り候に申上り方候候に
申上り方

一 同日又分計以候沖合より北極南極十日等分計以
申上り方候候に被成り候に申上り方候候に
申上り方候候に

一 同日又分計以候沖合より北極南極十日等分計以
申上り方候候に被成り候に申上り方候候に
申上り方候候に